

射水市建設工事標準請負契約約款の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条、第2条 (省略)</p> <p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して請負代金内訳書の提出を求めることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条、第2条 (省略)</p> <p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 同左</p> <p>2 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることができる。</p> <p>3 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p>	<p>【規定整備】</p> <p>第3項の規定整備</p> <p>【新設】</p> <p>・請負代金内訳書に法定福利費を明示させる条例を追加</p>
<p>第4条～第7条 略</p> <p>(新設)</p>	<p>第4条～第7条 略</p> <p>(下請契約の制限)</p> <p>第7条の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接契約する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</p> <p>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</p> <p>(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をした事実を確認することができる書類を発注者に提出しなければならない</p>	<p>【新設】</p> <p>一次下請人に限定して下請契約を禁止する条項を追加</p>

<p>第8条、第9条 略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に置き、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の規定に該当する場合にあっては、専任の主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の規定に該当する場合にあっては、専任の監理技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第11条～第53条 略</p>	<p>い。</p> <p>第8条、第9条 略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の規定に該当する場合にあっては、専任の主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の規定に該当する場合にあっては、専任の監理技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第11条～第53条 略</p>	<p>【規定整備】</p> <p>第7条の2の新設に伴う規定整備</p>
---	--	--------------------------------------